

しょう がい り ゆう さ べつ  
障害を理由とする差別をなくし

だれ とも い  
誰もが共に生きる

きた きゅう しゅう し かん じょう れい  
北九州市づくりに関する条例

つう しょう しょう がい しゃ さ べつ かい しょう じょう れい  
(通称: 障害者差別解消条例)

平成29年12月20日施行(一部は平成30年4月1日施行)



人権の約束事運動  
マスコットキャラクター  
モモマルくん  
©はぎいわたつみ母

北九州市に住んでいる誰もが  
障害の有無にかかわらず  
お互いの人格と個性を尊重し合いながら  
共に生きる地域社会の実現を目指します。

